

ご旅行条件書（国内募集型企画旅行契約用）

★お申込の際は必ずこの旅行条件書をお読みください。

この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定めるところの取引条件の説明書面及び同法 12 条の 5 に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、(株) P T S（以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースに記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行の部）（以下「募集型企画旅行約款」という）によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込み方法及び契約の成立

- (1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	3 万円未満	3 万円以上 6 万円未満	6 万円以上 10 万円未満	10 万円以上 15 万円未満	15 万円以上
お申込金	6, 000 円	12, 000 円	20, 000 円	30, 000 円	代金の 20%

- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリによる旅行契約の予約の申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日から起算して 3 日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 申込書と申込金の提出があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (5) お客様が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には、契約の申込み時にお申し出下さい。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置などに要する費用はお客様のご負担とさせていただきます。
- (6) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）をお客様にお渡しします。
- (7) 契約書面に、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面（最終日程表）（以下「確定書面」という）を旅行開始日の前日までにお渡しします。但し、旅行開始日の前日からさかのぼって 7 日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面をお渡しする場合があります。なお、お客様から手配状況の確認を希望されるお問い合わせがあった時は、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にお答えいたします。

3. 申込条件

- (1) 原則として 20 歳未満の方が単独で参加の場合は、保護者の同意が必要です。
- (2) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断わりする場合があります。

4. 旅行代金のお支払い

旅行代金の差額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目に当る日より前にお支払いいただきます。但し、本項の 14 日目に当る日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

5. 旅行代金の適用

- (1) 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上（航空機利用コースは満 3 歳以上）12 歳未満の方は、こども代金となります。

(2) 旅行代金は各コースに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

6. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、旅行取扱料金及び消費税等諸税
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。上記費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

7. 旅行代金に含まれないもの

- (1) 旅行日程中の“フリータイム”、“自由行動”、“各自で”、“お客様負担”等と記載されている区間の交通費等諸費用
- (2) 超過手荷物料金（規定の重量、容量、個数を超える分について）
- (3) クリーニング代、電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
- (4) 自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等

8. 旅行契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」という）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃、料金が、第 20 項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算して 15 日目に当る日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 第 8 項の事由により旅行内容を変更（運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるものは除きます）されたことによって、旅行の実施に要する費用が増加または減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (3) 当社は、運送・宿泊棟関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず契約内容にある利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

10. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金顔の手数料とともに当社に提出していただきます。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等がお客様の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

11. お客様による旅行契約の解除・払戻し

- (1) お客様はいつでも、第 13 項に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。
- (2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - イ. 契約が変更されたとき。但し、その変更が第 19 項 (1) に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 - ロ. 第 9 項 (1) 及び同項 (2) に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 - ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。二. 当社がお客様に対し第 2 項 (7) で定めた期日までに、確定書面をお渡ししなかったとき。
 - ホ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

- (3) 当社は、本項 (1) により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項 (2) により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。

12. 当社による旅行契約の解除及び催行中止

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社はその翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第13項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。
- イ. お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- ロ. お客様が病気その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
- ハ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
- 二. お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行については、3日目）に当る日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ホ. スキーを目的とする旅行における必要な積雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- ヘ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ト. お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- チ. お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- リ. お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ヌ. その他当社の業務上の都合があるとき

13. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率の取消料をお支払いいただきます。

宿泊プラン以外の募集型企画旅行の場合

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行（夜行含む）
[1] 21日前に当たる日以前の解除	無料	無料
[2] 20日前に当たる日以降の解除（[3]～[7]を除く）	旅行代金の20%	無料
[3] 10日前に当たる日以降の解除（[4]～[7]を除く）	旅行代金の20%	旅行代金の20%
[4] 7日前に当たる日以降の解除（[5]～[7]を除く）	旅行代金の30%	旅行代金の30%
[5] 旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
[6] 旅行開始の当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
[7] 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、約款の別紙特別補償規定に規定する「サービスを受けることを開始した時」以降をいいます。

宿泊プランの場合

	旅行開始後の解除 または無連絡不参加	当日	前日	2～3 日前	4～5 日前	6～7 日前	8～20 日前
1～14 名	100%	50%	20%		無料		
15～30 名	100%	50%	20%			無料	
31 名以上	100%	50%	30%				10%

- (2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上の事由に基づき取消になる場合も上記取消料をお支払いいただきます。

14. 旅行開始後の解除・払戻し

(1) お客様の解除・払戻し

- イ. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- ロ. お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻しいたします。

(2) 当社の解除・払戻し

- イ. 当社はつぎに掲げる場合においては旅行契約を解除することがあります。
- (イ) お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
 - (ロ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (ハ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- (ニ) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (ホ) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (ヘ) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (ト) その他当社の業務上の都合があるとき
- ロ. 本項 (2) イ. により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとし、当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に払戻しいたします。
- ハ・本項 (2) イ. (イ)、(ハ) により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

15. 添乗員等

(1) コース各欄に添乗員同行と表示のあるものは、添乗員が同行します。

- イ. お客様は、旅行を円滑に実施するため添乗員の指示に従っていただきます。
- ロ. 添乗員の業務は、原則として 8 時から 20 時までといたします。
- ハ. 一部コースについては、現地到着時より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所まで及び解散場所からの行程については添乗員は同行いたしませんので、お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様自身で行っていただきます。(一部コースについては係員が受付、出発のご案内をいたします)

(2) コース各欄に個人旅行の表示のあるものは、添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受けるための必要なクーポン券類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための必要な手続はお客様ご自身で行っていただきます。

16. お客様に対する責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お荷物の損害については損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人15万円を限度として賠償いたします。
- (3) お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、上記の責任を負うものではありません。

イ・天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、ロ. 運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、ハ. 官公署の命令又は伝染病による隔離、ニ. 自由行動中の事故、ホ. 食中毒、ヘ. 盗難、ト. 運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

17. お客様の責任

お客様の故意又は過失により、当社が損害を受けた場合は、お客様に損害の賠償をしていただきます。

18. 特別補償

- (1) 当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、募集型企画旅行約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に、急激かつ偶然の外来の事故によってお客様がその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- (2) 当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と第16項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務ともに履行されたものとします。

19. 旅程保証

- (1) 当社は、下記の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(第9項(2)かっこ書きに規定する以外の次の各号に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に下記の表の右欄に記載する事乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、第16項の当社の責任が発生することが明らかである場合にはこの限りではありません。

イ. 次に掲げる事由による変更

(イ) 天災地変、(ロ) 戦乱、(ハ) 暴動、(二) 官公署の命令、(ホ) 運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、(ヘ) 当初の運行計画によらない運送サービスの提供、(ト) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置、

ロ. 第11項と第12項および第14項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様一人に対して一旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。またお客様一人に対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第16項の規定に基づく責任が明らかになった場合には、お客様は当該変更に係わる変更補償金を返還していただきます。この場合当社は、第16項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

変更補償金

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注 1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注 2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注 3. 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注 4. 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 5. 第 4 号又は第 7 号若しくは第 8 号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注 6. 第 9 号に掲げる変更については、第 1 号から第 8 号までの率を適用せず、第 9 号によります。

20. 基準期日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

21. その他

- (1) 本条件書の各号にいう旅行代金とは、募集広告またはパンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加料金又は割引料金として表示した金額をいいます。この合計金額は第 2 項のお申込金、第 13 項の取消料、第 19 項の変更補償金の額を算出する際の基準となります。
- (2) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (3) お客様のご便宜をはかるために土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

【旅行企画・実施】

観光庁長官登録旅行業第39号

株式会社PTS

本社：〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2



bonds 保証会員
(社)日本旅行業協会正会員



旅行業公正取引
協議会 会員